

第Ⅵ章 史跡飯田古墳群の現状と課題

1 節 保存管理

本節では、第Ⅴ章 3 節で整理した各古墳の構成要素の内容を踏まえ、史跡の保存管理にあたっての現状と課題を示す。

1. 指定地全体に係る保存管理の現状と課題

史跡全体で共通する保存管理の上での現状と課題について示す（表 7）。

表 7 指定地全体に係る保存管理の現状と課題

内 容	現 状	課 題
指定地の範囲	・ 史跡として管理すべき指定地の範囲が現地に示されていない。	・ 史跡を適切に管理するため、各古墳の指定範囲を現地に表示する必要がある。
土地利用	・ 墳丘等は、現状で社寺等の宗教施設、墓地、農地等の様々な用途で利用され、日常的に管理されている。	・ 史跡を適切に保存するため、現状の土地利用との調整を図る必要がある。
災害	・ 降雨等により盛り土・葺石等の崩落が進行している。	・ 災害による影響を把握し、対応策を検討する必要がある。
公有地化	・ 指定地の所有は、社寺等宗教団体及び個人が9割以上を占めており、市有地の割合は少ない。	・ 史跡保護の観点から必要と判断される箇所については、公有地化を進める必要がある。
追加指定	・ 史跡指定された古墳のうち、墳丘や周溝等の一部が未指定となっているものがある。	・ 未指定地に存在が想定される遺構（墳丘・周溝等の一部）の追加指定を進める必要がある。
出土遺物の取扱	・ 古墳からの出土遺物には、飯田市教育委員会が所有するものと、社寺や個人等民間が所有するものがある。 ・ 金属製品等や有機物等の脆弱遺物は劣化が進行している。	・ 出土遺物の所有形態や材質に応じた取扱方法を検討する必要がある。
史跡と一体となった地形	・ 史跡周辺に開発が進行する地域があり、将来的に地形改変等が予想される。	・ 地形改変等が史跡に与える影響を把握し、諸開発との調整を図る必要がある。

2. 構成要素ごとの保存管理の現状と課題

構成要素の内容によって異なる事項について、保存管理上の現状と課題について示す（表8）。

表8 構成要素ごとの保存管理の現状と課題

構成要素				現 状	課 題	
史跡飯田古墳群	本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素	墳丘	・雑草の繁茂が著しい古墳がある。 ・盛り土の流出や葺石の崩落が認められる古墳がある。 ・入口が常時開放されている横穴式石室の場合、内部へ土砂が流入したり、天井石・側壁のき損が認められるものがある。 ・小動物による影響が墳丘や石室に及んでいる古墳がある。 ・埋葬施設を把握していない古墳がある。	・草刈等維持管理を適切に行う必要がある。 ・史跡に影響を及ぼす要因を把握し、き損等の状況に応じた対応をする必要がある。 ・史跡を適切に保存するため、埋葬施設等未確認の遺構の把握に努める必要がある。	
			埋葬施設			
		地下に埋蔵されている要素	周溝・区画溝等	・周溝等は地下に埋蔵されているため、遺存状態を把握していない古墳がある。	・史跡を適切に保存するために、地下に埋蔵されている遺構の把握に努める必要がある。	
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡の保存管理・活用上、調整を必要とする要素	素活用・史跡の保存に資する要素	標識・解説板・土地境界標等	・史跡の所在を示す標識が設置されていない。 ・史跡の範囲が現地で明示されていない。	・史跡の管理に必要な標識・土地境界標を設置する必要がある。
			①木竹	営農行為以外	・すべての古墳に樹木（高木・低木）や竹がある。	・史跡に影響がある木竹の取扱を検討する必要がある。
		営農行為（果樹等）		・営農として果樹等が栽培されている古墳がある。	・史跡の保存と営農行為との調整を図る必要がある。	
		②建築物（社寺・氏神祠・住宅等）		・神社社殿・氏神祠等の建築物が建てられている古墳がある。	・史跡の保存を考慮した宗教施設の取扱を検討する必要がある。	
		墓地(墓石等)		・墳丘等が墓地となっている古墳がある。	・史跡の保存を考慮した墓地の取扱を検討する必要がある。	
		③工作物		○社寺関連 ○農業用施設 ○道路安全施設 ○水道施設 ○電気通信施設 ○公園施設 ○石段・石橋等 ○石積・擁壁・フェンス等 ○その他	・墳丘等の土地利用が多様であり、用途に応じて様々な工作物が設置されている。 ・電柱、水路等の公共的な工作物が設置されている場合がある。 ・園路の石段・石橋等、墳丘斜面の法面保護や土地境界表示等として設置されている石積や擁壁等には崩れているものがある。	・史跡の適切な保存と現状の土地利用との調整を図るため、工作物の取扱を検討する必要がある。 ・公共的な工作物は、史跡の保存と工作物の必要性とを勘案した上で、移設も含めた取扱を検討する必要がある。 ・石段・石積等については、史跡の保存と利用上の安全性、周囲への影響を勘案した上で、取扱を検討する必要がある。
			④道路		・道路が設置されている古墳がある。	・史跡の保存と利用上の必要性を勘案した上で、取扱を検討する必要がある。
	史跡と同等の価値を有するが、指定されていない古墳			・飯田古墳群に属する古墳のうち、未指定のものがある。	・未指定古墳の実態把握に努め、追加指定のための条件整備を図る必要がある。	
	史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素	周辺の古墳・遺跡・指定文化財等		・史跡の周辺には古墳や遺跡、指定文化財等が多数所在するが、詳細が把握されていないものがある。	・史跡と密接な関係がある古墳等の把握とその保護策を検討する必要がある。	
周辺の社会的要素		・史跡周辺は、開発が進行する地域もある。	・史跡への影響を把握し、諸開発との調整を図る必要がある。			

2 節 活用

本節では、第Ⅴ章 3 節で整理した各古墳の構成要素の内容を踏まえ、史跡の活用にあたっての現状と課題を示す。

1. 指定地全体に係る活用の現状と課題

史跡全体で共通する活用の上での現状と課題について示す（表 9）。

表 9 指定地全体に係る活用の現状と課題

内 容	現 状	課 題
調査研究	・ 史跡の実態を解明するための調査研究を行い、報告書を刊行している。	・ 史跡の価値をより明らかにするため、各古墳の遺構及び出土遺物について、さらに実態を解明する必要がある。
史跡の公開活用	・ 土地所有者等関係者の理解を得て、基本的に現地を公開しているが、各古墳の遺存状態や周囲の土地利用に違いがあることから、13基の古墳すべてを同じ条件で公開活用していない。 ・ 飯田古墳群は広範囲に分布することから、一体的な活用は進んでいない。 ・ 市はパンフレット・ガイドブック等の作成、解説板の設置等を行っている。 ・ 地域の諸団体は、独自にパンフレット等の作成や、市内外の見学者への案内等を行っている。	・ 各古墳の状況に応じた公開活用の方法を検討する必要がある。 ・ 飯田古墳群の特徴である多様性を活かしながら、古墳群としての一体性が理解できるような活用を図る必要がある。 ・ 市は史跡見学の利便性を図るための方策を講じるとともに、地域の諸団体の活動とも連携して活用を推進する必要がある。
情報発信	・ 発掘調査等、実態解明のために実施した調査研究については、刊行物や展示、インターネット等により情報発信を図っている。 ・ 出土遺物は、市が所管する施設での展示公開（常設展・企画展）や地区の文化祭等で適宜公開している。しかし、個人等が所有する遺物の公開は限られる。	・ 史跡の価値をより広く伝えるため、効果的な情報発信を図る必要がある。 ・ 史跡への理解を深めるため、市が所有する出土遺物だけでなく、個人等が所有する遺物についても、展示公開を図る方策を検討する必要がある。
学習活動	・ 市では、小中学校と協働して作成した市内の自然・歴史・文化等をまとめた副読本を小中学校の地域学習や歴史学習で活用したり、実際に史跡見学を授業に取り入れている学校もある。また、地域の諸団体は、地域に愛着をもつ人材を育てるために、史跡の案内等を通して学習を支援している。 ・ 高等学校では、地域の歴史や文化への理解を深めることで、地域社会に貢献できる人材の育成を図っている。 ・ 大学等研究機関が行う古墳の調査研究や研修のフィールドとして、史跡が活用されている。	・ 市は、教育機関のニーズに合わせた情報提供を行い、学習支援や活用メニューを学校と連携して進める必要がある。また、地域の諸団体が行う活動がより発展し、持続的なものとなるよう有効な支援を図る必要がある。 ・ 市は、史跡の価値をより高めるため、大学等研究機関と連携して調査研究を推進する必要がある。また、市が推進している大学連携の取組との連携を図り、継続性のあるものとしていく必要がある。
地域での活用	・ 地域では、古墳保護団体を中心となって、自主的に講座や見学会を行うほか、史跡を利用したイベント等を開催し、地域交流を深めている。	・ 史跡がふるさと意識をもつ人材の育成やまちづくりに資するよう、学びの場としてだけでなく、人々が交流できる場となるような活用を図る必要がある。

【座光寺地区の活動】



【上郷地区の活動】



写真21 古墳を活用した地域活動の事例（1）

【松尾地区の活動】



中学校の古墳見学への支援



古墳の環境整備



古墳見学会



松尾の古墳パンフレット

【竜丘地区の活動】



竜丘古墳まつりでの古墳めぐり



史跡指定記念講演会



古墳の環境整備



冊子「丘のみちしるべ」・竜丘の古墳パンフレット

写真22 古墳を活用した地域活動の事例（2）

2. 構成要素ごとの活用の現状と課題

構成要素の内容によって異なる事項について、活用上の現状と課題について示す（表10）。

表10 構成要素ごとの活用の現状と課題

構成要素				現 状	課 題
史跡飯田古墳群	本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素	墳丘	・13基の古墳は墳丘を公開しているが、土地利用の面で、活用が制限される部分がある。	・土地利用と調整し、適切な見学誘導を図る必要がある。 ・見学者等来訪者の安全面等に配慮した現地公開の方策を検討する必要がある。 ・地下に埋蔵されている遺構の活用方法を検討する必要がある。 ・未確認の遺構等の把握に努め、その成果を活用に活かす必要がある。
			埋葬施設	・7基の古墳は横穴式石室を公開しているが、安全面等で活用が制限される部分がある。 ・6基は埋葬施設が未調査のため、未公開である。	
		地下に埋蔵されている要素	周溝・区画溝等	・確認されている周溝等は地下に埋蔵されているため、未公開である。	
	出土遺物			・遺物の所有形態や保存状態等を考慮しながら、適宜展示公開を図っている。	・遺物の保存等にも配慮し、公開方法を工夫する必要がある。
史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素	史跡の保存管理・活用に資する要素		標識・解説板・土地境界標等	・指定された古墳には解説板があるが、設置年が異なるため、内容に統一性がない。また、史跡全体としての説明がなく、史跡に指定された理由や各古墳の位置関係等がわからない。	・解説は、個別古墳だけでなく、史跡全体としての価値が理解できる内容とし、見学者の利便性に配慮した古墳見学のルート案内等も工夫する必要がある。
			周辺の古墳・遺跡・指定文化財等	・史跡の周辺には、史跡以外の古墳や遺跡等が多数所在する。	・史跡周囲の歴史文化資産とを結びつけた活用を推進する必要がある。
			周辺の社会的要素	・宅地化の進行により、史跡の周囲に便益施設等を設置することが難しい。	・周囲にある既存施設や公共交通機関の利用も念頭に入れた活用方法を工夫する必要がある。



固定式解説板（高岡第1号古墳）



可動式解説板（おかん塚古墳）



ガイドブック・パンフレット



飯田市役所内A棟3階ロビー展示

写真23 史跡紹介の事例

3 節 整備

本節では、第Ⅴ章 3 節で整理した各古墳の構成要素の内容を踏まえ、史跡の整備にあたっての現状と課題を示す。

1. 指定地全体に係る整備の現状と課題

史跡全体で共通する整備の上での現状と課題について示す（表11）。

表11 指定地全体に係る整備の現状と課題

内 容	現 状	課 題
保存のための整備	・管理に必要な標識、土地境界標等が設置されていない古墳がある。 ・草木等の繁茂、墳丘表面の乾燥により盛り土や葺石の崩落が認められる古墳がある。また、開口している横穴式石室では、木竹の根や経年変化によるき損等が認められるものがある。しかし、現況把握が不十分であるため、適切な対策がとられていない。 ・過去に、御猿堂古墳では墳丘斜面に設置された石積、上溝天神塚古墳・馬背塚古墳では横穴式石室の天井及び側壁の一部が崩落し、隣接する住宅にも影響が及んだことから、復旧工事を実施している。	・市は史跡の管理団体として、管理に必要な標識、土地境界標等を設置する必要がある。 ・史跡について日常的な管理と定期的な観察を行い、経年変化を把握する必要がある。 ・復旧等が必要な古墳を抽出し、個別の状況に応じた対応策を検討する必要がある。 ・整備にあたって、古墳の遺存状態等の把握を目的とする学術調査を必要に応じて実施する必要がある。 ・整備にあたって、来訪者や周囲に対する安全面にも配慮する必要がある。
活用のための整備	・史跡が広範囲に分布することから、一体的な整備は行っていない。 ・古墳の実態把握が不十分であることから、遺構復元等の整備は行っていない。 ・便益施設として、暫定的に駐車場やトイレ等を確保している古墳があるが、確保が難しい場合は、近在の公共施設等を利用している。 ・情報発信施設として、博物館・資料館があるが、各地区の自治振興センター及び公民館等でも、地域住民や市内外からの見学者に対して情報発信を行っている。	・史跡飯田古墳群としての一体性が理解できないような整備を検討する必要がある。 ・史跡の特徴である多様性を活かした整備を検討する必要がある。 ・整備にあたっては、古墳の実態を把握するために学術調査を実施し、その成果を反映したものとする必要がある。 ・史跡が広範囲に及ぶため、便益施設や情報発信施設等を計画的に配置する必要がある。また、史跡の周辺に所在する既存の公共施設の利用も含め、地域と連携し、活用しやすい整備を検討する必要がある。

2. 構成要素ごとの整備の現状と課題

構成要素の内容によって異なる事項について、整備上の現状と課題について示す（表12）。

表12 構成要素ごとの整備の現状と課題

構成要素			現 状	課 題	
史跡飯田古墳群	本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素	墳丘	- 過去に、墳丘の崩落に伴い復旧等を行っている古墳がある。 - 遺構復元を伴う整備は行っていない。	- 復旧等、保存のための整備が必要な古墳を抽出し、状況に応じた整備を検討する必要がある。 - 遺構復元等、活用のための整備は、事前に実施した学術調査の成果を反映したものとする必要がある。
			埋葬施設	- 開口している横穴式石室について、一部復旧工事を行っている古墳があるが、今後整備が必要となる古墳もある。 - 遺構復元を伴う整備は行っていない。	
		地下に埋蔵されている要素	周溝・区画溝等	調査で確認されている地下に埋蔵された周溝等の整備は行っていない。	地下に埋蔵されている周溝等の遺構の整備方法を検討する必要がある。
	史跡の保存管理・活用に資する要素	標識・解説板・土地境界標等	- 各古墳の解説板は、設置年が異なるため仕様が統一されていない。 - 史跡全体を説明した説明板を設置していない。	解説板の更新に合わせて仕様の変更を検討し、史跡全体を説明する説明板や案内表示の設置を図る必要がある。	
		史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素	周辺の古墳・遺跡・指定文化財等	個々の文化財についての情報提供はしているが、史跡と関連づけた情報提供はしていない。	史跡だけでなく、周辺の文化財との連携を視野に入れて情報提供を図る必要がある。
周辺の社会的要素	史跡周辺は宅地化が進行しており、史跡の周囲に便益施設を設置することが難しい。		周囲の既存施設や公共交通機関等の利活用を念頭に入れた上で、必要な整備を検討する必要がある。		



写真24 史跡の現況

4 節 運営・体制の整備

本節では、史跡を保存継承するにあたって、本保存活用計画を推進していく上で必要な運営・体制の整備についての現状と課題を示す（表13）。

表13 運営・体制の整備の現状と課題

内 容	現 状	課 題
保存活用事業の 運営・体制のあり方	・史跡内の民有地の維持管理は土地所有者等関係者が行う一方、飯田市は史跡の管理団体として、史跡の保存管理に関する業務を文化庁・長野県教育委員会の指導・助言の下に実施している。	・史跡の保存管理を進めるにあたっては、土地所有者等関係者と文化庁・長野県教育委員会・飯田市がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携した体制の構築を図る必要がある。
庁内の意思疎通・ 情報共有の方法	・史跡の保存管理を進めるにあたっての部局横断的な体制は整備されていない。	・史跡の保存及び将来的な活用・整備を進める上では、市全体のまちづくり方針や土地利用計画等との調整を図る必要があることから、市建設部や産業経済部等の関連部局との連携・調整体制を構築する必要がある。
他の機関・組織との 意思疎通・情報共有 の方法	・史跡の保存活用は、土地所有者等関係者、地域自治組織、公民館及び関連団体等の理解と協力を得て行っている。 ・市は、史跡が所在する4地区で主体的に保護活動を行っている諸団体と、史跡の保存活用に関する連携を目的とした事業協力や情報交換等を行っている。	・確実に史跡の保存管理・活用を図るために、行政機関と土地所有者等関係者、地域住民、地域研究団体等諸団体との連携をさらに強化し、それぞれの立場でより効果的な活動が推進できる体制を構築する必要がある。 ・史跡の価値を広く伝え、積極的な活用を図るためにも、これまで以上に地域に密着した古墳保護団体等との連携を強化する必要がある。
地域における保存活 用の推進体制	・史跡の保護活動は、土地所有者等関係者の理解を得て、地域の古墳保護団体や研究団体等の協力で進められている。 ・担い手の高齢化が進み、活動を継続することが難しくなっている。	・市は地域と連携して、人材の発掘と育成を推進するため、幅広い層が活動に携わることができるしくみを構築する必要がある。